

「青森県食育推進会議設置要綱」の一部改正について

【改正の主な内容】

○「行動プラン」と「食育推進計画」の整理

第2次青森県食育推進計画を策定する際に、「食育推進計画」と「食育行動プラン」を一本化し、簡略化したため、これに合わせ文言を整理しました。

【青森県食育推進会議設置要綱」新旧対照表（案）】

| 改正案（新） | 現 行（旧） | 改正理由 |
|--|--|---|
| <p>（設 置）</p> <p>第1条 青森県食育推進計画（以下「計画」という。）に基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、青森県食育推進会議（以下「会議」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>（1）県が行う計画の策定、変更への提言に関すること。</p> <p>（2）計画に基づく施策の実施及び進行管理、評価に関すること。</p> <p>（3）その他、食育の推進のために必要な事項に関すること。</p> | <p>（設 置）</p> <p>第1条 <u>食生活の乱れや食を大切にしている心の欠如等の問題を改善するとともに、本県産農林水産物や地域食文化を活用し、心身ともに健康で活力に満ちた「暮らし」の実現に向けて、県内関係者の連携・協力のもとに「食育」を推進するため、青森県食育推進会議（以下「会議」という。）を設置する。</u></p> <p>（所掌事項）</p> <p>第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>（1）県が行う食育推進計画の策定、変更への提言に関すること。</p> <p>（2）<u>食育推進計画に基づく食育行動プランの作成、変更及びその推進に関すること。</u></p> <p>（3）<u>「食育県民運動」の展開による食育推進活動等の促進に関すること。</u></p> <p>（4）その他食育の推進のために必要な事項に関すること。</p> | <p>○記載内容の簡素化</p> <p>○食育行動プランの廃止に伴う削除</p> <p>○記載内容の変更・追加</p> |

| 改正案（新） | 現行（旧） | |
|---|--|---|
| <p>（組 織）</p> <p>第3条 会議は、別表に掲げる者で構成する。</p> <p>2 会議に会長及び副会長を置き、会長は知事をもって充て、副会長は農林水産部長をもって充てる。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。</p> <p>（会 議）</p> <p>第4条 会議は、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>2 会長は、必要に応じて前条に定める者以外の者を食育協力者として会議に出席させ意見を徴することができる。</p> <p>3 会議の議長は出席者の互選により選出し、副議長は議長が指名する者をもって充て、議長を補佐し、議長が不在の時はその職務を代理する。</p> <p>4 会議に欠席する委員は、代理の者を出席させることができる。</p> <p>（部 会）</p> <p>第5条 会議の所掌事項に関し、さらなる検討を行うことを目的として、必要に応じ、部会を設置することができる。</p> <p>（事務局）</p> <p>第6条 会議の事務局は、青森県農林水産部食の安全・安心推進課に置く。</p> <p>（その他）</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> | <p>（組 織）</p> <p>第3条 会議は、別表に掲げる者で構成する。</p> <p>2 会議に会長及び副会長を置き、会長は知事をもって充て、副会長は農林水産部長をもって充てる。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。</p> <p>（会 議）</p> <p>第4条 会議は、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>2 会長は、必要に応じて前条に定める者以外の者を食育協力者として会議に出席させることができる。</p> <p>3 会議の議長は出席者の互選により選出し、副議長は議長が指名する者をもって充て、議長を補佐し、議長が不在の時はその職務を代理する。</p> <p>（部 会）</p> <p>第5条 会議には、個別協議を行なうため、必要に応じ、部会を設置する。</p> <p>（庶 務）</p> <p>第6条 会議の庶務は、農林水産部食の安全・安心推進課において処理する。</p> <p>（その他）</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> | <p>○食育協力団体からの意見聴取に係る規定の新規設定</p> <p>○代理出席の規定を新規設定</p> <p>○部会の設置目的を具体的に記載</p> |

| 改正案（新） | 現行（旧） | |
|--|---|--|
| <p>附則 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。</p> <p>附則（一部改正） この要綱は、平成20年7月9日から施行する。</p> <p>附則（一部改正） この要綱は、平成28年 月 日から施行する。</p> | <p>附則 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。</p> <p>附則（一部改正） この要綱は、平成20年7月9日から施行する。</p> | |

改正案 (新)

現行 (旧)

(略)

| | 分野 | 氏名 | 所属・職名等 |
|----|------|-------|--------------------------|
| 1 | 教育 | 豊川好司 | 青森県教育委員会委員長 |
| 2 | | 横田涉子 | 青森県PTA連合会代議員 |
| 3 | | 沼尾紀恵子 | 青森県私立幼稚園連合会振興・経営委員長 |
| 4 | | 小形範雄 | 青森県小学校長会長 |
| 5 | | 柿崎秀典 | 青森県中学校長会長 |
| 6 | | 佐々木俊二 | 青森県学校給食会専務理事 |
| 7 | 消費 | 山谷詠子 | 青森県食生活改善推進員連絡協議会長 |
| 8 | | 小野寺静子 | 青森県生活協同組合連合会常務理事 |
| 9 | | 清野優美子 | 青森県生活研究グループ連絡協議会長 |
| 10 | 生産流通 | 齊藤きみ | 青森県JA女性組織協議会長 |
| 11 | | 佐藤久美子 | 青森県漁協女性組織協議会長 |
| 12 | | 三浦建彦 | 株式会社ユニバース取締役営業企画部長 |
| 13 | 医療保健 | 吉岡利忠 | 医師 |
| 14 | | 吉川和子 | 青森県栄養士会長 |
| 15 | 福祉 | 前田保 | 青森県社会福祉協議会長 |
| 16 | | 畑中ゆかり | 青森県保育連合会副会長 |
| 17 | 学識 | 渋谷長生 | 弘前大学農学生命科学部教授 |
| 18 | | 久保薫 | 青森中央短期大学 学長 |
| 19 | 情報 | 佐藤秀樹 | 株式会社東奥日報社取締役論説委員長 |
| 20 | | 加藤一 | 青森県広告業協会理事長 |
| 21 | 行政 | 三村申吾 | 青森県知事 |
| 22 | | 大山貴司 | 農林水産省東北農政局経営・事業支援部地域食品課長 |
| 23 | | 佐藤一人 | 鶴田町産業観光課長 |
| 24 | | 一戸和成 | 青森県健康福祉部長 |
| 25 | | 成田博 | 青森県農林水産部長 |

青森県食育推進会議設置要綱

(設 置)

第1条 青森県食育推進計画（以下「計画」という。）に基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、青森県食育推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県が行う計画の策定、変更への提言に関すること。
- (2) 計画に基づく施策の実施及び進行管理、評価に関すること。
- (3) その他、食育の推進のために必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 会議は、別表に掲げる者で構成する。

- 2 会議に会長及び副会長を置き、会長は知事をもって充て、副会長は農林水産部長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。

(会 議)

第4条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて前条に定める者以外の者を食育協力者として会議に出席させ意見を徴することができる。
- 3 会議の議長は出席者の互選により選出し、副議長は議長が指名する者をもって充て、議長を補佐し、議長が不在の時はその職務を代理する。
- 4 会議に欠席する委員は、代理の者を出席させることができる。

(部 会)

第5条 会議の所掌事項に関し、さらなる検討を行うことを目的として、必要に応じ、部会を設置することができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、青森県農林水産部食の安全・安心推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

この要綱は、平成20年7月9日から施行する。

この要綱は、平成28年 月 日から施行する。